

様式第3号（第6条関係）

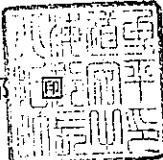
安政推第296号

令和7年4月16日

遠浅地区まちづくり協議会

会長 松隈美沙様

安平町長 及川秀一郎



安平町地区別協働実行プラン認定通知書

令和7年4月15日付けで申請のあった協働実行プランについては、安平町地区別協働のまちづくり支援事業交付金交付要綱第6条の規定により認定したので通知します。

記

1. 地域運営組織等の名称	遠浅地区まちづくり協議会
2. 地域運営組織等の所在	安平町遠浅125番地1
3. 協働実行プランの名称	遠浅地区協働実行プラン
4. 協働コミュニティ圏の区域	遠浅地区自治連絡協議会の範囲
5. 活動期間	令和7年度から令和9年度まで

## 協働実行基本プラン（期間：R7年度からR9年度まで）【地区名：遠浅地区】

事業分野	地域の課題	交付対象事業年度（R7年度＝1年目）	2年目－3年目	目標（将来像）
交流 遠浅のコミュニティづくり	<p>住民同士で集まる場がなく関係性が希薄となっている        ・どの世代も集まる場所がない        ・HUBがない        ・情報が細部にいきわたらない        ・自治会の担い手不足        ・自治会の高齢化        ・自治会未加入世帯の子供会の行事参加困難        ・多世代交流の希薄さ        ・シニア世代が地域に取り残される        ・イベントの企画自体が難しい        ・公民館の利用方法がわからぬ        ・公民館までの道が安全でない</p>	<p><b>1-1.秘密基地をつくる</b>        大人も子どももみんなと触れ合える機会をつくる        ・焼肉（交流×焼肉が一緒に）、餅つき、防災キャンプ        ・子ども世代：色々なスポーツを楽しみたい        ・シニア世代：高齢者のことも考えリラックスできる環境もほしい</p> <p><b>1-2.公民館を活用したい</b>        ・コワーキングスペースの確保</p>	<p><b>1-1.秘密基地をつくる</b>        大人も子どももみんなと触れ合える機会をつくる        ・多世代交流を目的としたごみ拾い、モルック、自然体験、産直、市民農園での産物の販売、祭りなど高齢者がレクレーションを多世代と楽しむ        ・子ども世代：バスケットゴールの確保、お泊り会        ・シニア世代：高齢者男性が気軽に参加できる趣味や料理教室、歩こう会、ワイン教室、ワイナリー見学、女子会バスツアーなど</p> <p><b>1-2.公民館を活用したい</b>        ・地域住民が気軽に交流やイベントをできるために中心となる人・場所・予算の確保する、公民館だよりを発信する人の確保する        ・地域食堂、カフェ、フリマ、お裁縫カフェ、各種イベントなど多世代交流、友達作りの場        ・まなびおみたいに気軽にいれるスペース、雰囲気にする、ホワイトボードではない大きな黒板、自学自習・勉強スペース        ・営利活動ができる</p>	<p>►「遠くの親戚より近くの他人」と思える地域</p> <p>►遠浅小学校があつたころのような多世代のつながりがある地域</p>
生活支援	<p>それぞれの世代が今と将来に不安を抱えている        ►子ども世代        大人とあえない・外で遊べない（暗くて怖い、電柱がない、公園に時計がない）        ・デマンドバスが使いづらく病院などにいけない        ►子育て世代        育児の相談や預かる場所がない、共働きで親同士が協力できない人がいる、情報を受け取るシステムが必要（特に若い単身者、ノーザン、遠浅市街と源武で情報格差）        ►ミドル世代        地域とのかかわりがもてない        ►シニア世代        移動手段がない・健康問題・除雪が困難</p>	<p><b>2-1.子育て世代</b>        ・公民館で放課後の子供の居場所（ご飯も食べられる）、預ける場所、遊び場所の確保する        ・自治会を超えた情報共有</p> <p><b>2-3.シニア世代</b>        ・デマンドバスのほか交通手段の確保        ・健康問題や生活の不安に関するサポート        ・高齢者宅の除雪が中高生のマンパワーで実現</p> <p><b>2-4.全世代において</b>        ・現在使用されていない施設の再利用（旧保育所・公民館の裏、旧遠浅小学校など）        ・子供の預かり、緊急時の対応など互いの世代での問題をマッチングして解決できるような方法を検討する</p> <p><b>2-5.情報受発信「とあサークル」（公式アカウント）をつくる</b>        ・公民館使用やイベント、必要な暮らしの情報などを受発信する        ・イベントの手伝い募集をする</p>	<p><b>2-2.ミドル世代</b>        ・地域で活躍するため無理のない範囲（やりたい人がやれる状況をつくる）での役割つくり</p> <p><b>2-4.全世代において</b>        ・熊についてみんなで学び、被害防止対策の検討や駆除しない形での共存、教育など</p> <p><b>2-5.情報受発信「とあサークル」（公式アカウント）をつくる</b>        ・公民館使用やイベント、必要な暮らしの情報などを受発信する        ・イベントの手伝い募集をする</p>	<p>►世代に関わらず、安心して遠浅地区で過ごすための環境作り</p> <p>►年を取っても安心して暮らせる地域</p> <p>►遠浅地区で完結できる暮らし</p> <p>►気を使わない・使わせない関係づくり</p>
組織づくり 住み続けたい遠浅について話し合える場	<p>・子ども会の運営が困難        ・子供行事の参加が難しくなっている        ・自治会は存在していても情報が行き届かない地域がある        ・遠浅地区に町議がいない        ・自治会の高齢化</p>	<p><b>3-1.既存の組織の検討</b>        ・子ども会の運営の検討</p> <p><b>3-2.これから的新しい組織づくり</b>        ・得意な人とニーズをマッチングさせる取り組みの検討        ・子どもを含めた話し合いの場をつくる        ・自治会と連携して情報発信をする</p>	<p><b>3-1.既存の組織の検討</b>        ・自治会の課題とニーズの確認、今後の対策検討（自治会の動きを公式ラインで周知など）</p> <p><b>3-2.これから的新しい組織づくり</b>        ・地域の団体などと取り組むことへの助成        ・地域のすでにある組織と繋がり、一緒に話し合い、問題解決に関するアイディアを考える</p>	<p>►地域交流の拠点へ</p> <p>►コミュニティを広げ、人をつなげる組織へ</p> <p>►小さなコミュニティの一本化へ</p>

※その他（地域単独では解決困難であり、全町的または広域的な観点による検討が必要と思われる地域の課題など）

・公民館使用の簡素化や使用時間の見直し、レイアウトの変更、スクールバスの停留所などの検討、公民館付近の通学路の安全確保

## 協働実行基本プラン&lt;5W2Hの活用～行動プログラム&gt;

## 【地区名：遠浅地区】

分野	なぜ Why	何を What	どのように How	いつ When	どこで Where	誰が Who	予算 How much
交流 遠浅の コミュニティ づくり	自治会の高齢化により新たな企画をすることが難しく、住民同士で集まる場がなく、関係性が希薄となっている。公民館の利用方法がわからぬいため	<p><b>1-1.秘密基地をつくる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多世代交流を目的としたごみ拾い、モルック、自然体験、産直、市民農園での産物の販売、祭り、焼肉（交流×焼肉）、餅つき、防災キャンプなどを実施。子ども世代はバスケットゴールの確保、お泊り会、色々なスポーツを楽しむ。シニア世代は高齢者男性が気軽に参加できる趣味や料理教室、歩こう会、ワイン教室、ワイナリー見学、女子会バスツアーなど高齢者のことも考えリラックスできる環境をつくる</li> </ul> <p><b>1-2.公民館を活用したい</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が気軽に交流やイベントをできるために中心となる人（公民館だより発行）・場所・予算の確保</li> <li>・地域食堂、カフェ、フリマ、お裁縫カフェ、各種イベントなど多世代交流、友達作りの場や営利活動として実施。気軽にいれるスペース、雰囲気づくり、黒板、自学自習・勉強スペース、コワーキングスペースの確保</li> </ul>	<p>①集落支援員と協力隊がサポートしながら、自治会、民生委員、福祉協力員、社会福祉協議会、健康福祉課、教育委員会と連携して実施。</p> <p>②集落支援員と協力隊がサポートしながら、個人事業主や地域の先生、教育委員会と連携して実施。</p>	年数回	公民館 + グラウンド	交流部 会 + NPO法 人 + 個人事 業主 + 事務局 ほか	100万円
生活 支援	子ども世代は大人と会えない、外で遊べない。子育て世代は育児の相談や預かる場所がない、情報を受け取るシステムがない。ミドル世代は地域とのかかわりがもてない。シニア世代は移動手段がない、健康問題、除雪が困難。	<p><b>2-1.子育て世代</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館で放課後の子供の居場所（食事できる、預ける、遊べる）の確保。自治会を超えた情報共有を実施</li> </ul> <p><b>2-2.ミドル世代</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で活躍するため無理のない範囲での役割つくり</li> </ul> <p><b>2-3.シニア世代</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンドバスのほか交通手段の確保。健康問題や生活の不安に関するサポート高齢者宅の除雪が中高生のマンパワーで実現</li> </ul> <p><b>2-4.全世代において</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在使用されていない施設の再活用（旧保育所・公民館裏、旧遠浅小学校など）熊についてみんなで学び、被害防止対策の検討や駆除しない形での共存、教育。子供の預かり、緊急時の対応など互いの世代での問題をマッチングして解決できるような方法の検討</li> </ul> <p><b>2-5.情報受発信「とあサークル」（公式アカウント）をつくる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館使用やイベント、必要な暮らしの情報などを受発信、イベントの手伝いの募集</li> </ul>	<p>①子育て世帯、自治会と連携して実施体制検討</p> <p>②登録ボランティア体制作り</p> <p>③送迎ニーズの把握、民生委員や福祉協力員、中高生と連携した見守り体制づくり</p> <p>④施設課、事業者と連携し可能性を探る</p> <p>⑤事務局で実施の検討</p>	<p>年数回</p> <p>未定</p> <p>年数回</p> <p>未定</p> <p>未定</p>	公民館 ほか	生活支 援部会 + 事務局	50万円
組織 づくり 住み続け たい遠浅 について 話し合 える場	子ども会の運営が困難となり、子供行事の参加が難しくなっている。また情報が行き届かない地域がある。	<p><b>3-1.既存の組織の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会の課題とニーズの確認、今後の対策検討（自治会の動きを公式ラインで周知など）、子ども会の運営の検討</li> </ul> <p><b>3-2.これから新しい組織づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の団体などと取り組むことへの助成、得意な人とニーズをマッチングさせる取り組みの検討。子どもを含めた話し合いの場。地域のすでにある組織と繋がり、一緒に話し合い、問題解決に関するアイディアの検討。自治会と連携した情報発信</li> </ul>	<p>①自治連携、自治会、子供会と連携し、対策検討</p> <p>②自治会、子供会等と連携し、どのような取り組みや場を作ることができるか検討</p>	<p>随時</p> <p>年数回</p>	公民館 ほか	組織部 会 + 事務局	50万円

◆その他運営管理事業  
◆予備費

30万円

20万円

## 安平町地区別協働実行プランの認定に関する活動計画書

安平町長 様

提出年月日	令和 7 年 4 月 15 日
(ふりがな)	とあさちくまちづくりきょうぎかい
組織名称	遠浅地区まちづくり協議会
(ふりがな)	まつしま みさ
代表者 氏名	松隈 美沙

《添付書類》

- ① 地域運営組織等規約

# 協働実行基本プランに付属する活動計画書【3か年計画】

## 1. 地域運営組織等の名称及び所在地

名 称	遠浅地区まちづくり協議会	所在地	安平町遠浅125番地 遠浅公民館内
-----	--------------	-----	-------------------

## 2. 協働実行プランの名称及び協働コミュニティ圏(地区)の範囲

名 称	遠浅地区協働実行プラン	地区の範囲	遠浅自治連絡協議会<遠浅、東遠浅、新栄第二、源武、遠浅酪農、富岡>の範囲
-----	-------------	-------	--------------------------------------

## 3. 活動期間及び交付金額

### (1) 活動期間

地区名	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	当初認定年度	計画変更年度	再変更年度
遠浅地区	令和7年度	令和9年度	3年	-	-	-

### (2) 交付金額

地区名	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	合計
遠浅地区	2,500,000	2,500,000	2,500,000	7,500,000

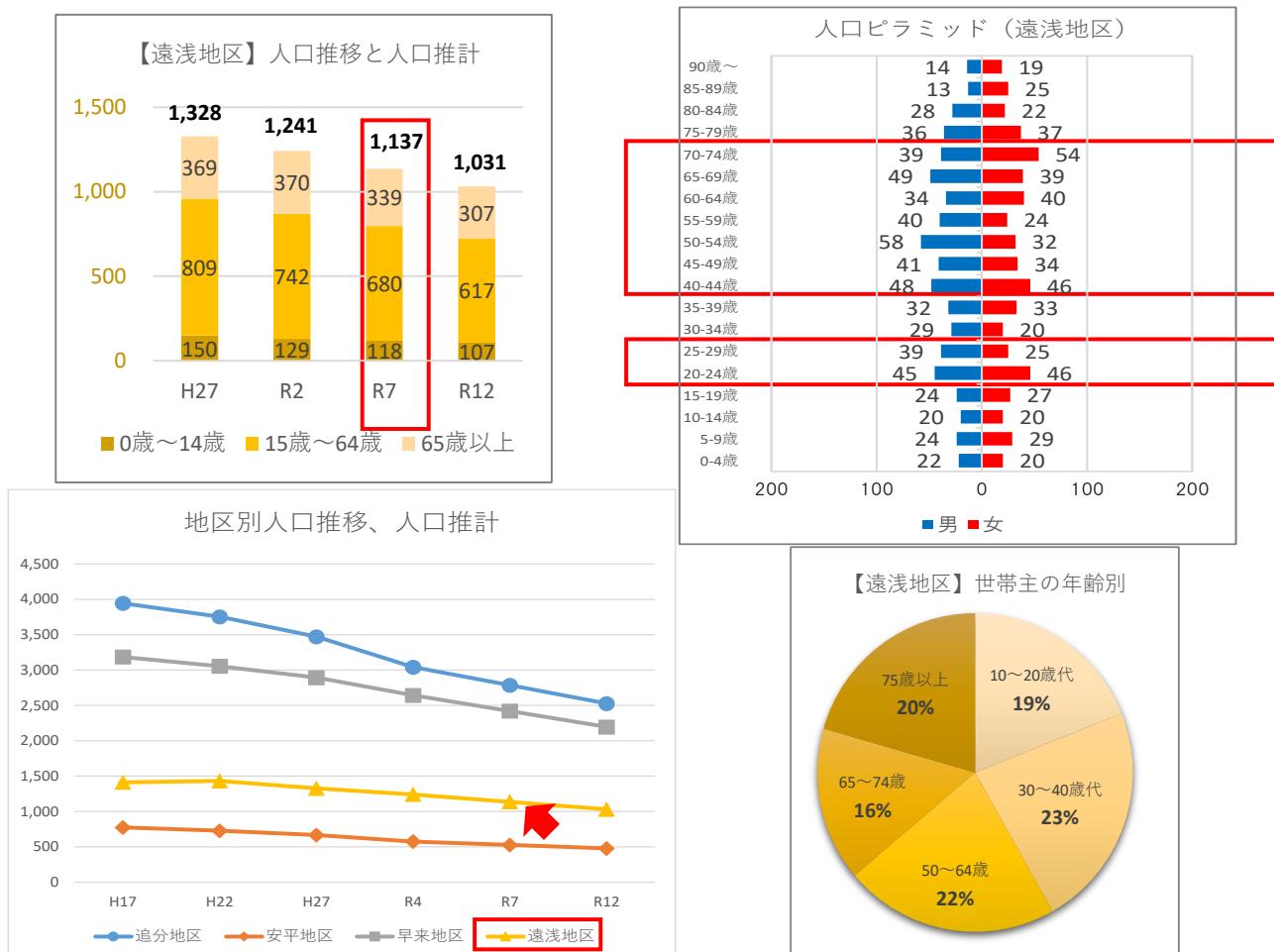
※ 交付手続きは、予算の範囲内において単年度ごとに行うこととする。

## 4. 協働コミュニティ圏(活動区域)内の自治会、人口、施設等の状況

### (1) 自治会、人口等の現状

地区名	自治会等数	人口数	世帯数	65歳以上数	高齢化率	15歳未満数	少子化率
遠浅地区	6	1137	637	339	29.8%	118	10.3%
H27人口数①	R7人口数②	差引(①-②)					データの時点
1328	1137	191					R4年3月末

※ 人口数及び世帯数等は、安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略等を参考に記載すること。



## (2) 公共的施設等の現状

公民館	保育園	小学校	JR駅(発着数)	バス停(便数)	コンビニ	飲食店/商店	郵便局・銀行
1	0	0	1 (16本/日)	2 (10便/日)	1	4	1
ガソリンS	交番	消防	医療施設	高齢者施設	公園	事業所	伝統文化施設
1	1	1	0	1	3	20	5
地区集会所	(その他)				データの時点		
4	廃校1				R7.4.1		

## (3) 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

## 5. 地域の将来像(目標)

- \* <生活支援>世代に関わらず、安心して遠浅地区で過ごすための環境づくり。歳をとっても安心して暮らせる地域。遠浅地区で完結できる暮らし
- \* <交流活性化>「遠くの親戚より近くの他人」と思える地域、遠浅小学校があつたころのような多世代のつながりがある地域
- \* <組織づくり>地域交流の拠点へ、コミュニティを広げ、人をつなげる組織へ、小さなコミュニティの一本化へ

## 6. 協働実行基本プランに基づく事業分野の内容

事業分野	実施主体	事業費	事業内容
生活支援事業		50万円/年	住民交流事業(サロン)、暮らしのサポートの実施ほか
交流活性化事業		100万円/年	多世代交流の場づくり事業ほか
組織づくり事業		50万円/年	
その他運営管理事業		30万円/年	公的施設(グラウンド)等の状況点検及び維持管理ほか
予備費		20万円/年	

※ 実施主体の役割分担がある場合は、その内容を記載すること。

## 4. 活動の計画

### (1) 基本的な協働活動

★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・ 計画策定	1 集落点検またはワークショップ								○				
	2 年度活動計画の策定	○											
研修	3 事務・組織運営等に関する研修	受講予定(活動期間内に1回以上受講)											
生活支援	4 小さな困りごとの相談窓口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5 役場の手続きサポート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 高齢者等の見守り・声かけ			○				○					
	7 高齢者の健康づくり、サロン(北星病院、スマネット、シャンシャン教室)月1~2回程度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8 暮らしのサポート(デマンドバス使用法、スマホ教室、除雪など)			○					○	○	○	○	○
	9 子どもの居場所づくり(自習スペース)平日日中、夜間開館日		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10 子どもの居場所づくり(子供キッチン)月1~2回		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11 情報受発信「とあサークル」運用開始			○									
	12 野生動物等の被害防止対策の検討			○									
実践活動	13 住民交流の場づくり(秘密基地イベント)				○			○			○		
	14 住民交流の場づくり(地域食堂等)		○		○		○		○	○	○	○	○
	15 裁縫や陶芸など趣味サロン活動(月1~2回)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	16 公民館使用方法、通学路の安全確保の検討												○
	17 自習、コワーキングスペースの検討	○											
	18 人と人をつなぐコミュニティビジネス活動(農産物直売所等)				○	○	○	○	○				
	19 グリーンフェスティバル準備(自治連協会議)		○	○	○	○							
	20 グリーンフェスティバル(8月下旬)						○						
組織(自治連協)	21 文化祭(11月上旬)、敬老会									○			
	22 子供を含めた話し合いの場づくりの検討												
	23 既存組織の課題とニーズの検討、対策												
	協働コミュニティ圏の持続可能な活性化のための推進活動(※)												

※協働コミュニティ圏の持続可能な活性化のための推進活動について、1)~4)を記入してください。

1)活性化の目標を①~⑥から選んでください。(複数選択可)

- |                          |                          |                          |                           |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
| <input type="checkbox"/> | ①行政等との役割分担による地域住民が主体の活性化 | <input type="checkbox"/> | ④集落間連携や広域的活動による活性化        |
| <input type="checkbox"/> | ②地域営農組織等を基礎とした地域ぐるみでの活性化 | <input type="checkbox"/> | ⑤多様な担い手の確保・育成による活性化       |
| <input type="checkbox"/> | ③地区外の関係人口等との移住・交流による活性化  | <input type="checkbox"/> | ⑥その他 <input type="text"/> |

2) 今後、地域で取り組んでいくべき活性化の方策を①~⑥から1項目以上選んでください。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="radio"/> ①公民館を拠点とした住民交流       | <input type="radio"/> ④関係人口等への移住・交流対策の推進 |
| <input type="radio"/> ②暮らし(日常生活)のサポート対策の推進 | <input type="radio"/> ⑤地域資源を生かした観光・交流の推進 |
| <input type="radio"/> ③地域活動・交流イベントの活性化の推進  | <input type="radio"/> ⑥その他               |

3(2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

- |   |                          |  |
|---|--------------------------|--|
| ○ | ①自治会・町内会との相互補完及び連携強化     |  |
| ○ | ②民生委員、社協、事業者等との連携強化      |  |
| ○ | ③地域住民、関係団体等を含めた有機的な体制づくり |  |
| ○ | ④持続可能な地域活性化に向けた新たな担い手の確保 |  |
|   | ⑤UIターン希望者等の受入体制づくり       |  |
|   | ⑥空き家所有者等との連絡体制の構築        |  |
|   | ⑦その他                     |  |

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を①～⑥から1項目以上選んでください。

- |                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| ①地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 | ④小さな困りごと相談窓口の設置     |
| ②住民同士が気軽に交流できるサロン活動の実施     | ⑤閉校利活用に関する調査・研修等の実施 |
| ③地域活性化に関する講習会、研修会等の開催      | ⑥その他                |

## (2) 公共的または公益的な施設等に関する生活環境の維持保全のための協働活動

### 1)施設等の軽微な補修、生活環境の維持保全

★実施する月に○を記入してください。

## 2)持続可能な地域活性化を図る活動

★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組(任意の取組)	毎年度の実施時期												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
持続的な地域活性化を図る活動														

\* 地域単独では解決困難であり、全町的または広域的な視点による検討が必要と思われる地域の課題等を記入してください。

## 3)公共的または公益的な施設等の長寿命化を図る活動

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、参考様式3「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

活動内容		延べ数量 (箇所など)	年度計画		
施設等名	長寿命化対策の内容		1年目	2年目	3年目

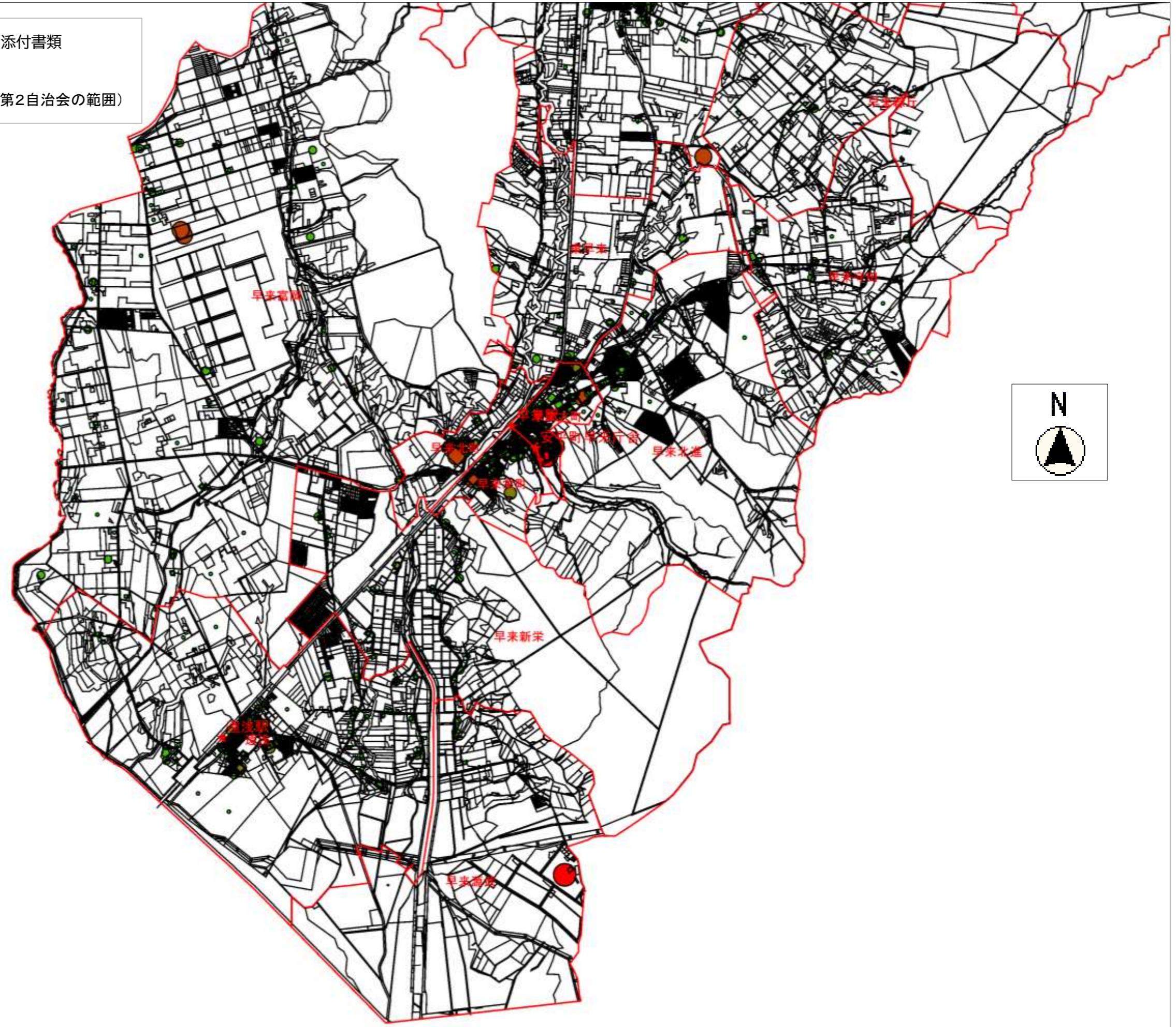
(「行」を追加する場合は、この線より上に行を挿入してください。)

☆直営施工の実施方針について

全て直営施工  一部直営施工  直営施工は実施しない

<現況図> 遠浅地区協働実行プラン推進事業用添付書類

遠浅地区自治連協議会の範囲図  
(早来富岡、遠浅、早来源武、早来新栄のうち新栄第2自治会の範囲)



## 遠浅地区まちづくり協議会規約

令和7年4月9日制定

### (名称)

第1条 この地域運営組織は、遠浅地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

### (事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を勇払郡安平町遠浅125番地1に所在する遠浅公民館内に置く。

2 協議会は、前項のほか、従たる事務所を設置することができる。

### (目的)

第3条 協議会は、安平町まちづくり基本条例第17条の規定に掲げる協働のまちづくりを推進するため、第4条の構成員による生活支援活動及び交流活性化活動、生活環境の維持保全活動等の協働活動を通じ、遠浅自治会、東遠浅自治会、新栄第二自治会、源武自治会、遠浅酪農自治会、富岡自治会等で構成する遠浅自治連絡協議会を範囲とした基礎的コミュニティ圏における持続可能な地域の活性化及びつながりづくりを図ることを目的とする。

### (構成員)

第4条 協議会の構成員は別紙のとおりとする。

### (役員の定数及び選任)

第5条 協議会に、会長1名、副会長2名、理事若干名、監事2名の役員を置くこととする。会長等役員は別紙のとおりとする

2 会長、副会長及び監事は総会において構成員の互選により選任するものとし、理事は、会長が指名するものとする。

3 会長は、この協議会を代表し、協議会の業務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、会長を代行する。

5 監事は、責任者として会計の監査を行う。

6 理事は、協議会の管理・運営等を行う。

### (役員の任期)

第6条 役員の任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### (総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 監事が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

3 前項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の5日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 安平町地区別協働のまちづくり支援事業交付金交付要綱第2条第1項第3号に定める協働実行プランを構成する協働実行基本プラン及び3年間の活動計画（以下「協働実行プラン構成書類」という。）の設定又は変更及び実施に関すること。
- (2) 安平町地区別協働のまちづくり支援事業交付金の収支決算に関すること。
- (3) 協議会規約の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布又は周知するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 構成員の除名
- (4) 役員の解任

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- (4) その他会長が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 協議会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

(1) 安平町からの交付金

(2) その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第15条 協議会の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(協働実行プラン構成書類の作成)

第16条 協働実行プラン構成書類は、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、会長とする。

(資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第21条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第22条 協議会が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及び損のないよう、適正に管理するものとする。

(監査等)

第23条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、すみやかに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(解散)

第24条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体又は安平町に寄附するものとする。

(細則)

第 25 条 安平町地区別協働のまちづくり支援事業交付金交付要綱、その他この規約に定めるものほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、令和 7 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員の選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず令和 10 年 3 月 31 日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 9 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 協議会の設立初年度の事業及び会計年度については、第 13 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。